

東京都公報

発行
東京都

目次

42

告示

- 東京都港湾管理条例による使用料の徴収委託（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）…一
- コンテナ船舶に係る入港料の徴収委託……………（同）…一
- 東京都立海上公園の占用料の徴収委託（六件）……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…二
- 東京都八丈島空港の着陸料及び停留料の徴収委託……………（港湾局離島港湾部管理課）…三
- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手数料の徴収委託……………（警視庁）…三
- パーキング・メーターの作動及びパーキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収委託……………（同）…四
- 道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（二件）……………（同）…四
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の手数料の徴収委託……………（同）…五
- 放置違反金の収納委託……………（同）…五
- 危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の交付等に係る手数料の徴収委託……………（東京消防庁）…六

告示（教）

○東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料徴収

事務委託……………六

告示（水）

- 徴収事務の委託……………六
 - 定期検針業務の委託……………七
 - 収納事務の委託……………七
- 告示（下水）**
- 下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……………七
- 公 告**
- 支出事務の委託……………七（水道局）…七

告示

●東京都告示第五百十一号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭株式会社
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号
- 二 委託期間
- 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設
- (一) 有明客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

(二) 船舶給水施設（島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。）

●東京都告示第五百十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭・テレポルトセンターグループ
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間
- 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設
- 竹芝客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

●東京都告示第五百十三号

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 横浜港埠頭株式会社
 - (二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地
- 二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託の内容 コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

●東京都告示第五百十四号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 東京港野鳥公園グループ
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立東京港野鳥公園

●東京都告示第五百十五号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 若洲シーサイドパークグループ
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

●東京都告示第五百十六号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 東部地区公園グループ
 - (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立辰巳の森海浜公園、東京都立晴海ふ頭公園、東京都立新木場公園、東京都立春海橋公園、東京都立辰巳の森緑道公園、東京都立夢の島緑道公園、東京都立新木場緑道公園及び東京都立晴海緑道公園

●東京都告示第五百十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 アメニス海上南部地区グループ
 - (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

日まで

三 委託施設
東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立コナテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道公園及び東京都立京浜島緑道公園

●東京都告示第五百十八号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料 (東京都海上公園条例施行規則 (昭和五十年東京都規則第二百四十二号) 別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。) の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第二項及び地方公営企業法施行令 (昭和二十七年政令第四百三十三号) 第二十六条の四第一項の規定に基づき告示する。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立お台場海浜公園、東京都立有明親水海浜公園、東京都立青海中央ふ頭公園、

東京都立青海北ふ頭公園、東京都立青海南ふ頭公園、東京都立暁ふ頭公園、東京都立水の広場公園、東京都立有明西ふ頭公園、東京都立東八潮緑道公園、東京都立青海緑道公園、東京都立シンボルプロムナード公園及び東京都立有明北緑道公園

●東京都告示第五百十九号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料 (東京都海上公園条例施行規則 (昭和五十年東京都規則第二百四十二号) 別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。) の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 葛西海浜公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋二丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立葛西海浜公園

●東京都告示第五百二十号

東京都管空港条例 (昭和三十七年東京都条例第五十三号) 別表第一に規定する東京都管空港を使用する者から徴収する着陸料及び停留料 (東京都管空港条例施行規則 (昭

和三十七年東京都規則第七十六号) 第五条第一項ただし書により知事の承認を得て納付するものを除く。) の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社

(二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

二 委託期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都八丈島空港

●東京都告示第五百二十一号

警備業法 (昭和四十七年法律第一百七号) 第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者及び同法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都警備業協会

(二) 所在地 台東区東上野一丁目一番十二号
 二 委託期間
 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四十九条第一項のパーキング・メーターを自動させようとする者及び同項のパーキング・チケット発給設備からパーキング・チケットの発給を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 千代田区及び中央区の区域におけるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の手数料徴収事務

(一) 委託した相手方

一般財団法人東京都交通安全協会 中野区弥生町二丁目四番十号

(二) 委託期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 港区、新宿区の一部、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、八王子市の一部、府中市、調布市、町田市及び狛江市の区域におけるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の手数料徴収事務

(一) 委託した相手方

株式会社GFM 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目

二十六番二十二号

(二) 委託期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 新宿区の一部、文京区、台東区、墨田区、江東区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市の一部、立川市、小金井市及び国分寺市の区域におけるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の手数料徴収事務

(一) 委託した相手方

株式会社アネシス 千代田区神田小川町三丁目三番地

(二) 委託期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十三号に規定する同法第百八条の二第二項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名称

所在地

国際興業株式会社	中央区八重洲二丁目十番三号
坂本自動車株式会社	台東区日本堤二丁目三十六番十号
日の丸総業株式会社日の丸自動車学校	目黒区三田一丁目六番二十七号
株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田	大田区西六郷一丁目三番十五号
株式会社コヤマドライブングスクール成城	世田谷区岡本三丁目四十番二号
株式会社コヤマドライブングスクール二子玉川	世田谷区玉川三丁目四十三番一号
株式会社北豊島園自動車学校	練馬区春日町四丁目三十七番二十四号
株式会社コヤマドライブングスクール石神井	練馬区谷原一丁目四番四号
株式会社大泉自動車教習所	練馬区東大泉六丁目三十四番一号
富士産業株式会社	足立区竹の塚七丁目十二番一号
株式会社足立自動車学校	足立区東六月町三番一号
株式会社京成ドライブングスクール	葛飾区高砂五丁目五十四番十号
株式会社シグマ平和橋自動車教習所	葛飾区東立石一丁目三番十六号
株式会社今井自動車教習所	江戸川区瑞江四丁目四十三番十五号
黒井産業株式会社葛西橋自動車教習所	江戸川区西葛西二丁目十六番十一号
株式会社江戸川自動車教習所	江戸川区平井五丁目四番三号
株式会社トヨタ東京教育	立川市羽衣町一丁目三番四号

セントートヨタドライビ
ングスクール東京 号

株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目三十四
番地一

株式会社新東京自動車教
習所 小平市小川町一丁目二千三
百六十四番地

飛鳥DC日野株式会社 日野市旭が丘一丁目一番地
の二

株式会社マジオネット多
摩マジオドライブス
クール多摩校 日野市百草百八十八番地

株式会社コヤマドライビ
ングスクール秋津 東村山市秋津町三丁目十五
番地十八

学校法人五島育英会東急
自動車学校 多摩市唐木田三丁目六番地

株式会社田無自動車教習
所 西東京市芝久保町四丁目四
番四号

株式会社新神戸ドライヴ
イングスクール東京事業 大島町差木地字フナギ六百
五十一番地

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第
一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三
号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百
一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする
者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治
法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一
項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

名称

所在地

株式会社池上自動車教習
所 大田区大森南五丁目五番五
号

株式会社世田谷自動車学
校 世田谷区粕谷一丁目十四番
十四号

有限会社豊島自動車練習
所 豊島区東池袋三丁目十七番
一号

株式会社王子自動車学校 北区堀船二丁目十三番二十
八号

東都自動車株式会社北足
立自動車教習所 足立区入谷八丁目七番三十
二号

株式会社新小岩自動車教
習所 葛飾区奥戸四丁目二番一号

株式会社八王子中央自動
車学校 八王子市北野町五百九十八
番地の九

株式会社武蔵境自動車教
習所 武蔵野市境二丁目六番四十
三号

東都自動車株式会社府中
自動車教習所 府中市若松町一丁目四番地
の一

株式会社小金井自動車学
校 小金井市中町四丁目三番十
五号

株式会社尾久自動車尾久
自動車学校 小金井市東町三丁目十七番
十九号

株式会社むさし小金井自
動車教習所 小金井市緑町一丁目三番二
十六号

株式会社拜島自動車教習
所 福生市大字熊川千四百九十
五番地
株式会社和泉自動車練習
所 狛江市猪方四丁目八番十一
号

株式会社東久留米自動車 東久留米市本町一丁目十六
教習所 番四十五号

株式会社西多摩自動車学 羽村市羽四千五百五十番地
校

七島自動車株式会社伊豆 大島町元町字北ノ山二百二
大島自動車学校 十二番

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭
和三十三年法律第二百二十二号）第二十四条第六項（同法第
三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定
に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者
から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法
施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項
の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京防犯協会連合会

(二) 所在地 中野区弥生町二丁目四番十号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の
四に規定する放置違反金の収納の事務については、同法第
五十一条の十六の規定に基づき、次のとおり委託したので

告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方

委託内容

委託期間

株式会社エヌ・ティ・アイ・データ
江東区豊洲三丁目三番三号
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

株式会社しんきん情報サービス
港区港南一丁目八番二十七号
MMK設置店の表示のある加盟店舗における放置違反金の収納
同右

株式会社セブンイレブン・ジャパン
直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納
同右

千代田区二番町八番地八
株式会社ファミリーマート
港区芝浦三丁目一番二十一号
同右

株式会社ポブラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一
同右

ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
同右

山崎製パン株式会社
千代田区岩本町三丁目十番一号
同右

株式会社ローソン 同右
品川区大崎二丁目十一番二号 同右

●東京都告示第五百二十七号

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百号)別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付、同表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同表十九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表二十三の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十四の項に規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十五の項に規定する消防設備士免状の再交付に係る手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター

(二) 所在地 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル十九階

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託の事務を行う施設

(一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センター

(二) 所在地 渋谷区幡ヶ谷一丁目十三番二十号

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第二十一号

東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第百十二号)第八条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 光管財株式会社

(二) 所在地 足立区栗原三丁目十番十九ー百五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託の事務を行う施設

(一) 名称 東京都立多摩図書館

(二) 所在地 国分寺市泉町二丁目二番二十六号

告 示(水)

●東京都水道局告示第六号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、徴収事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都水道局長 西山 智之

一 委託した相手方

受託者名

東京水道株式会社

所在地

新宿区西新宿六丁目

株式会社宅配

五番一号

文京区本郷四丁目十一番五号

第一環境株式会社

港区赤坂二丁目二番十二号

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

港区海岸三丁目二番二十号

三鷹市管工事業協同組合

三鷹市野崎二丁目十九番十四号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第七号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、定期検針業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京熱供給株式会社

千代田区九段南四丁目八番八号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第八号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

株式会社しんきん情報サービス

港区港南一丁目八番二十七号

株式会社セブンイレブン・ジャパン

千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート

港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社

千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン

品川区大崎一丁目十一番二号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告示(下水)

●東京都下水道局告示第四号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定に基づき、下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十

六条の四第一項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都下水道サービス株式会社

(二) 所在地 千代田区大手町二丁目六番三号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公告

支出事務の委託について

東京都水道局支出事務委託に関する規程(平成二十六年東京都水道局管理規程第十号)第二条の規定に基づき、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

令和五年四月三日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目五番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

